

川崎市とどろきアリーナ

指定管理者 募集要項

川崎市中原区役所
まちづくり推進部
地域振興課

川崎市とどろきアリーナ指定管理者募集要項 目次

1 対象施設の概要	
（1）名称	P 3
（2）所在地	P 3
（3）設置条例	P 3
（4）設置目的及び経緯	P 3
（5）施設概要	P 3
（6）利用時間及び休館日	P 4
（7）指定予定期間	P 4
2 指定管理者が行う業務	P 4
3 指定管理者による指定管理業務以外の自主事業	P 5
4 第三者への業務委託	P 5
5 指定管理業務に関する経費及び利用料金	
（1）利用料金	P 5
（2）指定管理料	P 5
（3）指定管理料の上限	P 5
（4）管理運営に係る経費の精算	P 6
6 指定管理業務開始までの主なスケジュール	P 6
7 応募要件	
（1）応募資格	P 6
（2）グループの構成員に関する条件	P 7
（3）留意事項	P 7
8 応募の手続きに関する事項	
（1）応募書類及び添付資料	P 8
（2）現地見学会・説明会の開催	P 8
（3）質問事項の受付	P 9
（4）応募書類の提出	P 9
（5）辞退	P 9
9 指定管理予定者選定の基準等	
（1）選定方法	P 9
（2）選定基準	P 9
（3）審査	P 10
（4）選定結果の通知・公表	P 10

10	指定管理業務に係る協定の締結	
(1)	協定の基本的な考え方	P 10
(2)	協定に盛り込む事項	P 10
11	川崎市と指定管理者のリスク分担に関すること	P 11
12	事業実施状況のモニタリング・評価	
(1)	事業報告書の提出	P 11
(2)	自己評価の実施	P 11
(3)	市によるモニタリングの実施	P 11
(4)	市による評価の実施	P 11
(5)	業務の基準を満たしていない場合の措置	P 11
13	業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備	P 11
14	指定管理者の継続が困難になった場合	P 12
15	留意事項	P 12
16	問合せ先	P 13

川崎市とどろきアリーナ指定管理者募集要項

「公の施設」の管理について、平成15年6月の地方自治法改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に、「指定管理者制度」が創設されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間企業や各種法人、その他の民間団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理運営を行う指定管理者となることができます。また、指定管理者に利用許可の権限など基本的な施設管理権が付与される制度であることから、制度の導入により、指定管理者の主体的な創意工夫を期待するものです。

川崎市では、「公の施設」である川崎市とどろきアリーナについて、今日の市民の多様化するニーズに 대응していくため、管理運営方法や新たなスポーツ教室事業等の提供、スポーツ・イベント情報提供等のサービス内容を見直し、現在の利用者に加えて、若年層、高齢者、障害者等の利用者が一層広がるよう、地域のスポーツ推進に資する施設運営や事業展開が、指定管理者の創意工夫により図られることを期待し、管理運営に係る提案を広く募集するものです。

1 対象施設の概要

(1) 名称

川崎市とどろきアリーナ

(2) 所在地

川崎市中原区等々力1番3号

(3) 設置条例

川崎市とどろきアリーナ条例（以下「条例」という。）

(4) 設置目的及び経緯

川崎市とどろきアリーナは「生涯スポーツの振興及び市民文化の向上を図る」（条例第1条）ことを目的として設置されています。川崎市とどろきアリーナでは平成18年度から指定管理者制度を導入しており、令和2年4月から第5期となります。

(5) 施設概要

ア 建物

開設年月	平成7年8月
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造一部鉄骨造
規模	地下1階 地上4階建
敷地面積	20,564.51㎡
建築面積	8,949.17㎡
延べ面積	21,677.61㎡

イ 主な施設内容

場所	名称	面積	主な使用内容等
1階	メインアリーナ	2,872.96㎡	バスケットボール2面、バレーボール4面、バドミントン10面、ハンドボール2面、フットサル、卓球等
3階	サブアリーナ	1,525.40㎡	バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン6面、パドルテニス、卓球等
1階	スポーツサウナ		遠赤外線を利用した低温サウナ

2階	トレーニング室	440 m ²	各種トレーニング機器によるトレーニング、体力測定、体成分測定
2階	体育室1	332 m ²	剣道、柔道、エアロビクス、ジャズダンス等
2階	体育室2	332 m ²	
2階	研修室1	143 m ²	スポーツ関係の各種会議、研修、社交ダンス等
2階	研修室2	143 m ²	
屋外	駐車場		団体専用
屋外	駐輪場		正面玄関脇

（6）利用時間及び休館日

利用時間	原則として、午前9時から午後9時30分まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日まで

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、利用時間及び休館日を変更することができます（利用時間を変更する場合は近隣環境を踏まえ、周辺住民との協議等が必要になります）。また、臨時に開館又は休館することができます。設備の補修、点検又は整備（以下「設備の点検等」という。）による点検日（休館）は、事前に市と指定管理者が協議して決定します。また、天災、工事、設備の点検等その他やむを得ない事由があるときは、指定管理者は、市の承認を得て、本施設の全部又は一部を休館することができます。

（7）指定予定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間）

川崎市では、とどろきアリーナがある等々力緑地について、目指すべき公園像の実現に向けて、公園の魅力向上、利用者の利便性向上を図るため、等々力緑地パークマネジメント導入を目指し、とどろきアリーナにおいても、他のスポーツ施設と共通性が高く一体管理による効果が期待できることから、導入時期に合わせて指定予定期間を2年間としている。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、主に次の業務を行うものとします。業務の詳細については、「指定管理業務仕様書」等に定めます。

- （1）施設全般の管理運営に関する業務
- （2）施設設備の利用提供に伴う業務
- （3）生涯スポーツ推進事業の実施等に関する業務
- （4）施設の維持管理に関する業務
- （5）廃棄物の管理・処理業務
- （6）スポーツ行政等への協力業務
- （7）イベント誘致活動業務
- （8）提案事業及び自主事業の企画・運営等に関する業務
- （9）事業期間終了時の引継ぎ業務
- （10）その他施設の管理運営に関して、市が必要と認める業務

※留意事項

- ・施設を利用する上で必要な物品や飲食物等の販売については、目的外使用許可ではなく、あ

らかじめ範囲を指定した上で、指定管理業務とします。販売による収入については、原則、指定管理者に帰属します。

3 指定管理者による指定管理業務以外の提案事業及び自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を達成するため、また市民の利便性の向上や生涯スポーツの推進に寄与するための事業を、事前に川崎市にその内容を提案し、川崎市から承認等を得た上で実施することができます。

- (1) 提案事業（設置目的内）
- (2) 自主事業（設置目的内）
- (3) 自主事業（設置目的外）

※留意事項

- ・提案事業（設置目的内）は、指定管理料から経費を充当することができます。料金については公の施設で実施する事業であることを踏まえてください。
- ・自主事業（設置目的内）は、指定管理者が自己の責任と費用負担で行う事業であり、指定管理料から経費を充当することはできません。また、事業を行う場合の施設等の利用に係る利用料金は、原則、指定管理者が負担することになります。
- ・自主事業（設置目的外）は、行政財産の目的外使用許可を受けた上で、本市「使用料の算定基準」に基づき、必要な使用料を市に支払う必要があります。

4 第三者への業務委託

業務の一部を第三者に委託することができますが、全ての業務を一括して再委託することはできません。市内経済の活性化を図るため、委託先の業者は可能な限り市内業者を活用してください。

5 指定管理業務に関する経費及び利用料金

(1) 利用料金

施設の管理では、利用料金制度を導入します。また、指定管理者は、施設の管理にあたり川崎市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金収入や自らが企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入とすることができます。なお、利用料金については、川崎市が条例で規定する利用料金を上限として、川崎市の承認を得て指定管理者が定めることとなります。

なお、利用料金については、次の見直しが令和3年4月に行われる予定です。

(2) 指定管理料

事業提案に基づき、管理運営経費と利用料金収入等を勘案し、市と指定管理者が協議して指定管理料を決定します。指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。なお、支払い時期や方法は協定にて定めます。

また、次項で設定する上限額を超える金額を提案した団体は、失格となります。消費税及び地方消費税の税率は10%として、収支予算を算定してください。今後、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、その影響について市と指定管理予定者が協議を行い、対応を決定することとします。

(3) 指定管理料の上限

指定管理料の上限は次のとおりとします。

施設名	年度	上限額（税込額：千円/年）
川崎市とどろきアリーナ	令和2年度	217,293千円
	令和3年度	217,000千円

令和3年4月に、利用料金の引上げが予定されているため、それを見込んだ上限額となっています。

（４）管理運営に係る経費の精算

指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、利用料金収入の増加、コストの削減など、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金は、原則として精算による返還を求めません。逆に、利用料金収入などが減少した場合でも、指定管理料による補てんは行いません。

ただし、原材料費の高騰や災害等による大規模な損害（不可抗力による場合）等、赤字の原因が指定管理者にない場合は、リスク分担に基づき協議するものとします。

他方、利用者等に応じて変動する光熱水費などの実費負担、催物などの実施回数が協定回数を下回った場合、減免対象や減免適用額の見直し等があった場合、協定時に見込まれていない特段の事情が生じた場合など、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還もしくは指定管理者と協議の上、指定管理料の調整を求める場合があります。

なお、令和3年4月以降の利用料金収入については、現在の利用料金から消費税率の引き上げによる影響（2%程度）分、引き上げられるものとして積算してください。

6 指定管理業務開始までの主なスケジュール

募集の公告	令和元年7月25日（木）
募集要項の配布	令和元年7月25日（木）～令和元年8月23日（金）
現地見学会・説明会参加申込	令和元年7月31日（水）正午まで
現地見学・説明会	令和元年8月1日（木）
設計図書等の閲覧	令和元年8月1日（木）
募集要項等に関する質問の受付	令和元年8月1日（木）～8月8日（木）
募集要項等に関する質問への回答	令和元年8月14日（水）
応募書類の受付	令和元年8月26日（月）、27日（火）、28日（水）
選定評価委員会による審査	令和元9月下旬予定 ※ プレゼンテーション・ヒアリング
指定管理予定者の決定・選定結果の通知	令和元年10月予定
指定管理者の指定	令和元年12月議会
協定書の締結	令和2年1月～
前指定管理者との引継ぎ	令和2年1月～3月

※ このスケジュールは、選定の進捗状況等により変更となる場合があります

7 応募要件

（１）応募資格

次の条件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）が応募することができます（法人格の有無は問いません。）。また、同一団体による複数の応募はできません。

複数の団体が共同事業体を結成又は特別目的会社（以下「SPC」という。）等の設立を予

定して、グループで応募することができます。グループで応募する場合は、その構成員全員が応募資格を要するものとします。

- ア 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- ウ 川崎市から指名停止処分を受けていない者
- エ 団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立をしていない者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立をしていない者
- カ 本市と神奈川県警との間で締結している「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者

※ 排除措置の対象となる場合

- ・ 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していないもの等が含まれている場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用してしている場合

キ 応募者はスポーツ施設の運営又はスポーツ教室等の業務について運営実績を有していることを要します。グループで応募する場合は、その構成員のいずれかが、スポーツ施設の運営又はスポーツ教室等の業務について運営実績を有していることを要します。

(2) グループの構成員（代表となる団体を含む）に関する条件

- ア 応募書類の提出後、指定管理者に指定された場合は当該指定管理者の債務の履行終了まで、指定管理者とならなかった場合は選定結果の通知を得るまで、グループの代表者及び構成員の変更は原則として認めません。ただし、事前に川崎市の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- イ 指定管理者に指定された場合は、グループの構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴う債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
- ウ グループの構成員となった団体は、その団体単独又は異なるグループの構成員として応募を行うことはできません。

(3) 留意事項

- ア 応募 1 団体(グループ)につき、事業計画書の提出は 1 組とします。複数の提案はできません。
- イ 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から書類の不足、不備の補完・内容不明点の回答のほか、追加資料の提出を求める場合には、この限りではありません。
- ウ 応募書類に虚偽の記載をした場合は、失格とします。
- エ 指定管理予定者の審査に係る当該選定評価委員会委員及び本件業務に従事する本市職員及び本市関係者に対して、本件についての接触を禁じます。接触の事実が認められる場合には失格となる場合があります。
- オ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- カ 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
- キ 応募書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式 1 1）を提出してください。
- ク 応募団体(グループ)の審査を行なう上で、同団体及びグループを構成する事業者等の運営する施設に対して、管理運営状況の調査・ヒアリング及び現地視察等を行なう場合があります。

8 応募の手続きに関する事項

（1）応募書類及び添付資料

応募しようとする団体は、次に掲げる書類を正1部、副15部（副は複写可）の計16部、提出してください。

また、Word及びExcelのデータを併せてCD-ROM等の媒体で提出してください。必要書類に不備がある場合は、受け付けません。

ア 指定管理者応募書（様式1）

グループによる応募の場合は、次の書類も提出してください。

（ア）共同事業体協定書兼委任状（様式2-1）

（イ）共同事業体連絡先一覧（様式2-2）

イ 応募団体の概要（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

エ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式5）

オ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式6）

カ 事業計画書（様式7）

指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書

キ 収支予算書等（様式8）

※ 様式3～6はグループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

ク 添付資料

グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

（ア）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類

（イ）令和元年の事業計画書及び収支予算書

（ウ）平成29年度及び平成30年度の財産目録、事業実績書、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書及び収支予算書、又はそれに類する書類

（エ）役員名簿及び履歴書

（オ）組織及び運営に関する事項を記載した組織図等の書類

（カ）現に行っている業務の概要を記載したリーフレット等の書類

（キ）スポーツ施設に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類

（ク）法人にあつては、直近2年間の「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その1）

（2）現地見学会・説明会

応募予定者を対象として、次のとおり現地見学会・説明会を開催します。また、設計図書等の閲覧を希望される方のみに行います。

ア 開催日時

令和元年8月1日（木）

※時間については、説明会参加申込をされた方へ改めて連絡いたします。

イ 開催場所

川崎市とどろきアリーナ2階研修室（川崎市中原区等々力1番3号）

ウ 参加申込

応募を予定されている団体は原則参加してください。現地見学会・説明会への参加については、令和元年7月31日（水）正午までに、E-mailに「現地見学会・説明会参加申込書（様式9）」を添付しお申込みください（E-mail送信先アドレスは最終ページ「16 問合せ先」を参照）。

E-mail送信の際には、件名を「指定管理者募集説明会申込」とし、開封確認等で着信を確認してください。

当日会場で募集要項・仕様書等の資料は配布しませんので、川崎市の管理する公式ホームページから資料を印刷の上、持参してください。

※参加希望者が多数の場合は、人数を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(3) 質問事項の受付

質問がある場合には、令和元年8月1日（木）から令和元年8月8日（木）までに質問書（様式10）をE-mailで送付してください。電話、来訪による質問は受け付けません。

E-mail送信の際には、件名を「指定管理者募集質問事項」とし、開封確認等で着信を確認してください。

質問及び回答については、川崎市の管理する公式ホームページ上に掲示します。

(4) 応募書類の提出

(1)に示した応募書類に必要な資料を添付して、電話で予約の上、次の提出日時に持参してください。

なお、郵送、FAX等による受付は行いません。

ア 提出日時

令和元年8月26日（月）、27日（火）、28日（水）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

イ 提出場所

川崎市中原区役所4階 地域振興課窓口（川崎市中原区小杉町3丁目245番地）

(5) 辞退

応募書提出後に辞退される場合は、速やかに指定管理者指定応募辞退届（様式11）を提出してください。

9 指定管理予定者選定の基準等

(1) 選定方法

審査は、公募型提案方式により行い、学識経験者等からなる「指定管理者選定評価委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された事業計画等を踏まえた提案に基づき審査を行います。なお、選定委員会の中で、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。（日程等の詳細については別途調整の上、応募書類の提出時にお知らせします）

その審査結果を参考に、市長が最終決定し、その後、議会の議決を経て、市が指定します。

(2) 選定基準

審査項目ごとの配点割合及び審査の視点は次のとおりとします。

（基準点：配点合計の60%を基準点とし、基準点未満の場合は失格とします）

事業目的の達成とサービスの向上への取組について (配点割合：40%)	施設の管理運営方針や手法、利用方法等への考え方
	職員体制、危機管理、安全・衛生管理の状況
	事業計画、サービス向上策、利用促進策、満足度の把握、提案事業、自主事業の考え方
	他の事業者や地域、市民等との連携・協働等への考え方
事業経営計画と管理経費縮減等への取組について (配点割合：30%)	事業者の収支計画や見込みの妥当性、利用料金等の設定の考え方
	管理経費や維持コスト等の縮減に対する考え方
事業の安定性・継続性の確保への取組について (配点割合：15%)	モニタリングについての考え方、主体的な業務改善に向けた具体的な取組
	事業のバックアップ体制
応募団体自身について	事業や施設等の管理を安定して行う能力への評価

ての評価 （配点割合：10％）	事業者の経営方針、経営状況、同種事業の運営実績、専門性の有無等
応募団体の取組に関する事項 （配点割合：5％）	環境など社会問題に対する認識や具体的な取組
	コンプライアンス（法令遵守）や個人情報保護への認識や具体的な取組

(3) 審査

ア プレゼンテーション実施前に応募資格等の書類審査を行い、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

イ 応募者が1団体であっても選定委員会で審査し、施設管理者としての適否を判断します。

(4) 選定結果の通知・公表

ア 選定結果については、応募者全員に対して書面にて通知します。

イ 公平性、透明性等を図るため、審査結果（応募団体名、指定管理予定者の概要、指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容、選定基準ごとの配点）等については、合否や点数に関わらず原則として川崎市ホームページ上や議会に公表します。

ウ 選定された団体の提案内容については、川崎市情報公開条例に基づき開示等行うことがあります。

10 指定管理業務に係る協定の締結

(1) 協定の基本的な考え方

所定の手続きを経て選定された指定管理予定者は、市議会での議決を経た後に指定管理者として指定され、告示されます。市は、指定管理者と協議を行い、指定管理期間中の包括的な事項を定める基本協定書を締結します。また、各年度の実施事項及び指定管理料等定めるため、指定期間中、毎年度ごとに年度協定書を締結します。なお、第1順位の指定管理予定者が理由なく調整に応じない場合や協議が不調に終わった場合は、調整を打ち切る旨の通知を行い、第2順位の指定管理予定者と調整を行います。

(2) 協定に盛り込む事項

- ア 目的（指定管理者制度の趣旨）に関する事項
- イ 協定の有効期間に関する事項
- ウ 基本的な業務の範囲とその基準に関する事項
- エ 事業計画及び事業報告に関する事項
- オ コンプライアンスに関する事項
- カ 施設・設備等の利用料金に関する事項
- キ 減免の取扱に関する事項
- ク 管理に要する費用及び支払いに関する事項
- ケ 不十分な業務実施に対する指定管理料の減額等に関する事項
- コ 施設・設備利用の許可に関する事項
- サ 個人情報保護及び情報公開に関する事項
- シ 施設、設備、物品の管理に関する事項
- ス 管理者の配置に関する事項
- セ リスク分担に関する事項
- ソ 修繕等の費用分担区分に関する事項
- タ 個別業務の再委託に関する事項
- チ モニタリング・評価に関する事項
- ツ 作業報酬の支払いに関する事項
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ト 保険の取扱に関する事項
- ナ 損害賠償に関する事項

指定管理者募集要項（川崎市とどろきアリーナ）

- ニ 業務の継続性の確保に関する事項
- ヌ 引継ぎに関する事項
- ネ その他市が必要と認める事項

11 川崎市と指定管理者のリスク分担に関すること

指定期間内における川崎市と指定管理者の間におけるリスク分担については、仕様書で示す考え方に基づくものとし、詳細については協定の締結時に定めます。

12 事業実施状況のモニタリング・評価

指定管理者自身にセルフモニタリング（自己評価）を義務付けています。また、市がモニタリング及び評価を実施します。

（1）事業報告書の提出

毎年度の事業終了後、指定管理者は、事業報告書及び事業報告書に附属する資料を作成し、5月末日までに提出してください。事業報告書に記載すべき事項は、概ね次のとおりです。
なお、詳細は、市と指定管理者との協議により決定するものとします。

- ア 業務の実施状況
- イ 施設等の利用状況
- ウ 業務に要した経費等の収支状況
- エ 利用料金収入の実績
- オ 利用者からの意見等の把握結果及び対応状況
- カ 業務の実施結果に対する自己評価
- キ 個人情報保護の状況
- ク その他必要と認めるもの

（2）自己評価の実施

業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、利用者等へのアンケート調査を実施する等、提供するサービスの評価を収集・分析し、定期的な自己評価を実施してください。
これにより得られた結果について、年度ごとに事業報告書に記載し、次年度の業務に反映させてください。

（3）市によるモニタリングの実施

仕様書に定める業務が確実に履行されているか確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書等だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

（4）市による評価の実施

市は、提出された事業報告書、事業収支報告書、利用者満足度調査報告書、業務改善報告書等に基づき、指定管理業務が適正に実施されているかを評価し、その結果を公表します。

（5）業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。改善指導をしたにもかかわらず、不具合が解消されない又は改善の見込みがない場合には、業務の一部又は全部の停止や指定管理料の減額、指定取消等の措置を講じることがあります。

13 業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備

- （1）指定管理者は、指定期間の始期（令和2年4月1日）から円滑に事業が実施できるよう、指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後の令和2年1月以降、速やかに事業運営の準備を開始してください。
- （2）設備・備品、帳簿等に関する業務の引継ぎについては、指定管理者が現行指定管理者又は市から確実に引継ぎを行ってください。期間は1か月以上とし、令和2年3月31日までに

引継ぎを終了するものとします。業務の引継ぎに要した費用は、現行指定管理者及び指定管理者がそれぞれ負担することとします。

- (3) 事業運営の準備及び業務引継ぎに関する期間、日程及びその方法等については、現行指定管理者、指定管理者及び市が協議して定めます。
- (4) 指定の取消しにより、次期指定管理者等に業務を引継ぐ場合は、円滑な引継ぎを実施するとともに、費用が発生した場合は、すべて指定管理者の負担とします。

※ 留意事項

- ・令和2年3月31日以前において、4月以降の、既に利用申込のあった貸館利用や実施が決定している事業については、原則として現在の管理運営を行っている指定管理事業者から引き継ぎ、新たな指定管理者の責任において業務を実施する必要があります。

14 指定管理者の継続が困難になった場合

指定管理者の責めに帰す事由により業務の継続が困難となった場合において、利用者へのサービスの提供の継続を必要とするときは、新たな指定管理者を指定するまでの間、指定管理者は、市の監督の下で、業務を継続する義務があります。これが困難な場合は、市が別の事業者を指名して事業を実施します。この場合の経費については、指定管理者の負担とします。

15 留意事項

- (1) 当該施設条例及び関連規則等を遵守してください。
- (2) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、その他関連法令の規定を遵守してください。
- (3) 指定管理者制度により市の施設を運営する場合であっても、会社等の法人にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等について、課税の対象となる場合があります。国税については税務署、県税については県税事務所、市税について、法人市民税は川崎市財政局税務部市民税管理課、固定資産税は川崎市財政局税務部資産税管理課に確認してください。
- (4) 応募者は、応募書類等の提出をもって、本募集要項及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (5) 川崎市の施策、事業には積極的に協力してください。
- (6) 川崎市の許可なく施設・設備の改造はできません。
- (7) 川崎市の許可なく施設を利用して指定管理者並びに他業者の広告・宣伝は行えません。
- (8) 施設・設備を施設の目的外に使用する場合（スポーツ用品及び飲料・補食品以外の物品販売）は、川崎市の許可を受け、川崎市に所定の使用料を納付してください。
- (9) 指定管理業務を行う際は、当該施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名を表示するものとし、表示の仕様は川崎市の指定するもの又は川崎市の承認を得たものとし、
- (10) 電気・ガス・水道等の需給契約については、施設管理に必要な他の各種契約と同様に指定管理者が行うものとし、契約先の決定については市の事前承認を要します。
- (11) 指定管理者に貸与する物品は川崎市物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき適切に管理する必要があります。
- (12) 川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」の対象であり、協定書に作業報酬に関する規定を設ける必要があります。市は、受注者又は下請け業者等に対し、必要に応じて協定に定められた作業報酬に関する規定の履行状況について調査できるものとし、調査の結果、違反がある場合には、市は受注者に是正措置を求め、もし受注者が調査に応じない場合や是正措置を講じない場合には、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、
- (13) 応募団体に発生したコンプライアンスに関する事実については、選定委員会での審議に反映できるよう報告する必要があります。過去2年間に次のような事由があった場合、報告する必要があります。なお、該当事由がない場合も、その旨を報告する必要があります。
 - ① 川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合

（川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断）

② 法人・団体に次の事由があった場合

労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律（食品衛生法、警備業法等（いわゆる「業法」））その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政府による監督処分を受けた場合。

③ 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、搾取、器物損壊その他の指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為又はその恐れがある行為があった場合。

※ 選定結果に関する通知が到着するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①～③の事由が生じた場合は、速やかに本市に書面で報告してください。

事由によっては、再審査を行う場合があります。

- (14) 当該事業年度外の施設使用許可に基づき前納で利用料金を受領した場合には、当該事業年度の利用料金収入とすることはできないものとし、受領した利用料金は、次事業年度以降の管理業務を実施する指定管理者に引き継ぐものとします。
- (15) 災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における本市の業務の継続性を確保するために本市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、指定管理者が管理する施設又は運営する事業について業務の継続性の確保に努めるようにしてください。
- (16) 川崎市とどろきアリーナは川崎市地域防災計画上の遺体安置所として位置付けられています。
- (17) 指定管理者は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）に基づき、当該指定管理業務に係る情報の公開に関して実施機関に準じた措置を講じてください。なお、開示請求に係る公文書に指定管理者の役員又は職員の職、氏名等の情報がある場合で、当該情報がその職務の遂行に係るものであるときは当該情報も開示の対象となります。
- (18) 指定管理者が管理業務を通じて取得した個人情報については適正な維持管理を行わせるとともに、必要な保護措置（協定に基づく個人情報管理責任者及び必要な規定を定めるなど）を講ずるようにしてください。なお、管理業務に従事している者又は従事していた者が個人情報保護条例第 4 5 条又は第 4 6 条の規定に違反した場合には罰則が科されることとなります。
- (19) 指定管理者は、行政手続法及び川崎市行政手続条例における「行政庁」にあたることから、同法及び同条例の規定の適用を受けることとなります。（審査基準・処分基準・標準処理期間の策定・公表、行政処分実施時における一連の手続執行等）また、指定管理者は川崎市行政手続条例の「市の機関」にはあたりませんが、市の機関に準ずるものとして、指定管理者が施設の利用等へ指導を行う場合には同条例第 4 章（行政指導）の趣旨に則り適切に行うようにしてください。

16 問合せ先

- (1) 住 所 川崎市中原区小杉町 3 丁目 2 4 5 番地
- (2) 担当課 川崎市中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課
- (3) 電 話 0 4 4 - 7 4 4 - 3 3 2 3
- (4) e-mail 65tisin@city.kawasaki.jp